



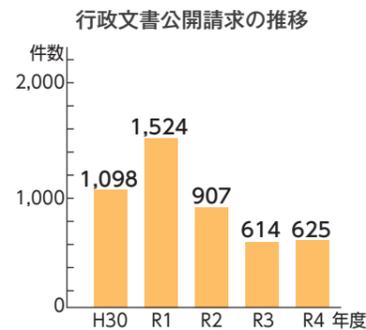
令和4年度の実績を報告します

行政文書公開請求と個人情報開示請求

いずれも、問い合わせは市民生活課（☎027-321-1230）へ。

行政文書公開請求

行政文書公開は、高崎市情報公開条例に基づき、市が保有している行政文書（文書・図面など）を請求に



より公開する制度です。請求は誰でもできます。令和4年度の請求は、625件でした。内容は、都市・建設関係357件、上下水道関係40件、契約・財務・税務

1件の請求に対し、公開区分が複数になることがあるため、請求と公開区分の合計件数は一致しません

関係95件、保健・衛生関係55件、地域・自治関係9件、環境関係15件、福祉関係9件、教育・文化関係33件、産業・観光関係5件、その他7件でした。

公開区分は、全部公開が260件、部分公開が348件、非公開が1件、請求文書の不存在が24件、取り下げが7件、請求拒否が1件でした。

個人情報開示請求

個人情報の開示請求は、個人情報の保護に関する法律および高崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報を管理する市の実施機関に、自分の個人情報の開示を求めることができる制度です。

令和4年度の請求は、159件でした。開示区分は、全部開示が111件、部分開示が39件、個人情報の不存在が7件、取り下げが4件でした。



6月1日(木)に開設します

保育士や幼稚園教諭の就労を支援する窓口

人材不足が深刻な保育士・幼稚園教諭を確保するため、子育てなんでもセンター内に保育士情報ステーションを6月1日から開設します。保育士や幼稚園教諭の就労支援などを行い、子どもたちが安心・安全に過ごせる保育現場の充実を目指します。

問い合わせは、保育課（☎027-321-1246）へ。

ハローワーク高崎と連携。

園長や職員による園の紹介なども

保育士情報ステーションでは、ハローワーク高崎と連携して、保育園の求人情報の提供や就労相談などの支援を行います。予約は不要で、費用は無料。気軽に利用してください。



とじかに話ができる相談日も設定。職場の雰囲気や働き方など、実際に働く人の生の声を聞くことができます。また、就労中の保育士の悩み事などの相談も受け付け。継続して働けるよう支援します。

離職した保育士などの再就職も後押しします

保育士の資格や幼稚園教諭の免許を持っている人で、現場を離れている人の再就職を支援します。必要な研修や実習を行い、スムーズな現場復帰を後押しします。

■保育士情報ステーション(6/1～)

(☎027-393-6418)

- 場所=子育てなんでもセンター（田町）
- 開所日時=火～土曜日の午前10時～午後5時（祝日と年末年始を除く）

76.2

5月から夕方の生放送番組をリニューアル

高崎の旬な情報はラジオ高崎で

高崎の旬な話題をさらに楽しくタイムリーに伝えるため、ラジオ高崎（FM76.2MHz）は、5月に番組改編を行いました。今回は、JR高崎駅東口サテライトスタジオからお送りする夕方の生放送番組「AIR PLACE」が変わります。詳しくは、ラジオ高崎のホームページ（右記）で確認できます。

問い合わせは、ラジオ高崎（☎027-322-5555）へ。



ますます楽しく「AIR PLACE」
(月～金曜日、午後4時～6時55分)

月曜日に新パーソナリティ

月曜日に新しいゲストパーソナリティが加わりました。群馬で結成された音楽バンド「秀吉」のボーカル・柿澤秀吉さんと、占星術研究家の鏡リュウジさんを迎え、旬のトピックスからニュース・天気まで、話題満載でお届けします。

新コーナー「ガスパクサツ群馬 レディオマガジン」がスタート

曜日別パーソナリティの個性を生かした新コーナーがスタートします。

第4週の水曜日に、サッカーJ2「ガスパクサツ群馬」の選手やクラブスタッフが生出演。ゲストパーソナリティのJOYさんとともに最新情報などをお届けします。スタジオ観覧もできます。



柿澤秀吉さん



鏡リュウジさん



屋上・壁面の緑化と生け垣の設置に補助

緑を増やす取り組みを応援します

建物の屋上やベランダ、壁面などを緑化スペースとして活用したり、生け垣を作ったりする場合の工事費用の一部を補助しています。屋上や壁面などに緑を増やすことで、気温の上昇を和らげ、過ごしやすい生活環境をつくるためのものです。事前に補助金が受けられるかどうかを相談してください。

申し込みは、施工前に市役所10階公園緑地課にある申請書に記入し、必要な物を持って同課（☎027-321-1272）へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

屋上や壁面の緑化

●対象=次の①～⑤の全てに当てはまる物①屋上やベランダ、壁面に新たに緑化する面積が3㎡以上②都市計画区域内の用途地域内の建築物③建築基準法やその他の法令などに適合し、屋上や壁面の緑化工事に耐えられる④国や地方公共団体などが所有する公共施設以外の建築物⑤販売を目的とした建築物でない ●補助金額 屋上緑化=補助対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり1万円をかけた額のどちらか少ない方（上限50万円）壁面・ベランダ緑化=補助

対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり5,000円をかけた額のどちらか少ない方（上限30万円）●必要な物=案内図、施設設置場所見取り図、見積書（1㎡当たりの単価が分かる物）

生け垣の設置

●対象=道路に面する部分や隣地との境界に、1mごとに2本以上植栽をした延長5m以上の生け垣 ●補助金額=生け垣の延長1mにつき2,000円（上限5万円、ブロック塀を取り壊して設置した場合は別途2万円）●必要な物=案内図、平面計画図

